

第 25 回九州学生女子駅伝対校選手権大会 申し合わせ事項

1. 駐車場について

本大会においては、駐車場として使用できる場所に制限がある。詳細は、本連盟のホームページに掲載する「駐車場利用について」を確認すること。

2. 前日練習について

- (1) 島原市営陸上競技場を使用できるのは、9 時 00 分から 18 時 00 分の間である。なお、陸上競技場を使用する際に個人で使用料を支払う必要はない。また、陸上競技場内では本大会用の看板の設置作業が行われることになっているので、十分に注意すること。
- (2) 島原市内の歩道等を使用する際は、安全の観点から、できる限り歩道を走るようにすること。やむを得ず車道を走る際には、車道左端を走るようにすること。また、島原市内の歩道等は、一般の方が多く通行しているので、安全とマナーに十分に注意すること。
- (3) コース近隣の商業施設(コンビニエンスストアを含む)や私有地等へ自動車を無断で駐車することは禁止する。また、違法駐車も禁止する。これらを守っていない自動車を発見した場合、所有者を確認した上で直ちに大会本部へ報告し、然るべき措置をとる。
- (4) 前日練習の際に生じたごみは、各自が責任をもって持ち帰ること。
- (5) 前日練習の際に問題が発生した場合は、すみやかに大会本部(TEL 0957-63-1030)に連絡すること。

3. 応援について

- (1) 車道での応援等、選手の競技の妨げとなるような応援はしないこと。
- (2) 日本陸上競技連盟競技規則に規定されている競技者に対する助力とみなされる行為を禁止する。
- (3) 沿道においては、各大学ののぼり、横断幕等の掲出を禁止する。また、道路へのマーキングも禁止とする。
- (4) 中継所付近での応援の際は、選手の呼び出しに支障をきたすことがないように配慮すること。
- (5) 応援のためにコース近隣の商業施設(コンビニエンスストアを含む)や私有地等へ自動車を無断で駐車することは禁止する。また、違法駐車も禁止する。これらを守っていない自動車を発見した場合、所有者を確認した上で直ちに大会本部へ報告し、然るべき措置をとる。
- (6) (1)～(5)が守られていない応援や、その他主催者側が不適切と判断した応援を行っているチームを発見した場合には、当該チームを失格とする等の厳しい措置をとる場合があるので、十分に注意すること。

4. その他

- (1) 監督会議は、12 月 5 日(金)13 時 00 分から島原文化会館小ホール A で行う。監督会議においては、交通機関および競技に関する重要な注意事項を伝達するので、各チームの監督または代表者は必ず出席すること。また、やむを得ず欠席する場合は、事前にその旨を本連盟に伝えること。
- (2) 大会に参加する大学は、本連盟が要請する補助員や大会ボランティアを責任をもって派遣しなければなら

ない。原則として、要請通りの人数を派遣すること。要請に著しく従わない場合は、大会への参加を認めない場合がある。

(3) 大会本部や出場校受付、区間エントリー受付の場所は、下の図を確認すること。

